テーマ候補 3 _{弁理士 工藤 由里子 分科会 5 メンバー}

本テーマが出てきたきっかけ

先日ご講演いただいたデザイナー北川一成先生のコメントから

- ※ 以下、発表当日は北川先生のコメントを記載しておりましたが、 一般公開用にキーワードのみ掲載の形に変更しております。
- ・無形資産と担保力→事業拡大
- ・資産価値のあるシンボルマーク・ロゴ。「アート資産」
- ・事業の成長により価値が上がるものだから、減価償却資産とはならない。
- ・会計法等の改正が必要。

こんなこと思ったことありませんか?



社内での意匠権の評価が低すぎる! 売り上げに貢献しているのに!?



デザインの価値をもっと分かりやすく説明したい! 「〇〇万円」という形で示せるの?



意匠権の譲渡のときの価格って どうやって決めるの?



現在の問題点

問題点①

知的財産と時価総額との乖離が大きい。

事業に必要なもの … 資金調達

投資・融資判断 … 財務諸表

- ・知的財産は重要な経営資源として認識されている。
- ・にもかかわらず、財務諸表上は本来の経済価値よりずっと小さな金額で 資産計上されている。
- ⇒ 企業価値を正しく評価することが難しく、投資・融資判断できない。

現在の問題点

問題点② 知的財産の発生原因により評価額が異なる。

知的財産権の入手方法3つ

- ① 企業結合により取得された知的財産(意匠権等)
- ②企業結合以外の手段により外部から購入された知的財産(意匠権等)
- ③ 自己創設の知的財産(意匠権等)

- ①と②は、時価に近い額で資産計上されるのに対し、
- ③の場合は、ほとんど資産計上されない

日本政府も注目するホットなテーマ



政策会議

▲ トップページへ

<u>トップ > 会議等一覧 > 知的財産戦略本部 > 知財投資・活用戦略の有効な開示及びガバナンスに関する検討会 > 知財・無形資産の投資・活用戦略の開示及びガバナンスに関するガイドライン(略称:知財・無形資産ガバナンスガイドライン)Ver. 2.0の策定</u>

知財・無形資産の投資・活用戦略の開示及びガバナンスに関するガイドライン(略称:知財・無形資産ガバナンスガイドライン)Ver. 2.0の策定

令和5年3月27日

日本政府も注目するホットなテーマ

本ガイドラインVer. 1. 0の公表以降、企業は知財・無形資産の投資・活用戦略やその開示、ガバナンスについての取組に前向きかつ真摯に取組み始めていますが、取組を進める中で試行錯誤する点、投資家・金融機関からの評価につながらない点など様々な意見が出ている状況となっています。また、知財・無形資産の投資・活用戦略への理解を投資家・金融機関に促すうえでは課題も多く、日本企業は米国に次いで特許出願件数では世界3位であるにもかかわらず、従来から問題視されているPBR1倍割れの企業が多い状況が続いています。

日本政府も注目するホットなテーマ

本ガイドラインVer. 1. 0の公表以降、企業は知財・無形資産の投資・活用戦略やその開示、ガバナンスについての取組に前向きかつ真摯に取組み始めていますが、取組を進める中で試行錯誤する点、投資家・金融機関からの評価につながらない点など様々な意見が出ている状況となっています。また、知財・無形資産の投資・活用戦略への理解を投資家・金融機関に促すうえでは課題も多く、日本企業は米国に次いで特許出願件数では世界3位であるにもかかわらず、従来から問題視されているPBR1倍割れの企業が多い状況が続いています。

ゴール → 「デザインと法協会」として提言を行う。

ゴール → 「デザインと法協会」として提言を行う。

取り上げる内容としては例えば・・・

第1段階:知財会計って何?基礎知識の勉強

第2段階:何が問題なの?課題の洗い出し

第3段階:どんな制度が好ましいの? 検討

難しそうなんですけど…



デザイナー視点、企業知財視点、法律関係者視点で 疑問点、困りごとを話し合う

疑問点は、専門家に基礎知識を教えてもらう。

デザイナー、企業知財、法律関係者が集う 「デザインと法協会」らしい提言を目指す。

